

コンプライアンス行動指針（本編）

目次

第1章「行動指針」の必要性について	1
1 法律だけが守るべきルールではない	1
2 社会から信頼される、誠実・公正な事業運営を！	1
3 企業に求められる「人権尊重」	1
4 迷ったときに考える視点と一般的な行動基準	1
5 「コンプライアンス」って何？	3
6 具体的な行動基準の説明	3
第2章 必要となる行動基準（基本的な考え方）	3
1 お客さまとの関係で必要となる行動基準	3
2 取引先等との関係で必要となる行動基準	4
3 官庁・公務員との関係で必要となる行動基準	4
4 地域社会との関係で必要となる行動基準	4
5 反社会的勢力との絶縁に関する行動基準	4
6 社員と会社との関係で必要となる行動基準	4
7 不祥事発生時に必要となる行動基準	5

※ 日常業務の留意点や問題行動の事例は、
「コンプライアンス行動指針（別冊：日常業務の留意点など）」参照。

2023年12月27日

戸畑共同火力株式会社

コンプライアンス行動指針（本編）

第1章 「行動指針」の必要性について

1 法律だけが守るべきルールではない

私たちは、社会の常識や市民の目を通して日々業務運営を正していかなければなりません。そのための最低限守るべきルールが法律です。

ただし、法律はあくまで最低限守るべきルールであり、仮に法律に違反していなくても、「ウソをつく」「隠す」「不公正なことをする」などの行為については、社会の常識に反すると受け取られます。時には、法律違反以上に重大な不祥事として社会的批判を浴びることもあります。「法律に違反してさえいなければいい」、「法律違反でないから不祥事の程度は軽い」といった安易な考えでは、社会からの信頼は得られないことを肝に銘じなければなりません。

2 社会から信頼される、誠実・公正な事業運営を！

当社が誠実・公正な事業運営の継続によって、社会からの信頼を得るためには、私たち役員・社員の一人ひとりが、日々自覚ある行動を積み重ねることが必要です。特に当社のような電力供給の一翼を担う企業には、より高い倫理観が求められます。また、お客さまや取引先、地域社会の皆さま等に対して不当な利益の取得・提供を目的とした行為を行うなど、企業倫理に反する不誠実な行動があってはなりません。

もし、それに反する行動を行いそれが発覚すれば、信用失墜等といった事態にも発展しかねません。この「行動指針」は、私たち一人ひとりが社会の常識に背かない行動を、信念を持って選択するための拠りどころとして作成したものです。

社会から信頼される会社であり続けるため、私たちが守るべき日々の行動の判断基準としてよく認識し、活用してください。

3 企業に求められる「人権尊重」

社会からの信頼を得るためには、企業に対して国際的に強く要請されている「人権尊重」の視点も必要です。ここでいう「人権」とは、「人間が人間らしく尊厳を持って幸せに生きる権利」（*1）と定義されており、差別やハラスメントだけではなく、個人情報漏洩やサプライチェーン（*2）上の人権侵害の看過等、企業活動の様々な場面に人権リスクが潜んでいると言えます。

企業による人権侵害が起きた場合、社会からの信頼を大きく損なうだけでなく、事業領域におけるサプライチェーンから排除される恐れもあり、企業にとっても多大な損害が及びます。

九州電力は、人権尊重に係る取組みの実行と継続的改善、ひいては長期的な企業価値向上を目指し、2023年4月に「九電グループ人権方針」（全社指針）を制定しました。

また、日本製鉄も「日本製鉄グループ企業行動規範」に則り、人権問題等に十分配慮しつつ、高い倫理観を持って事業活動を展開することを公表しています。

これらの方針に基づき、私たち一人ひとりが「人権尊重」の意識をしっかりと持ち、日頃の業務運営にあたるのが大切です。

（*1）法務省『今企業に求められる「ビジネスと人権」への対応』における定義

（*2）原材料調達から製造、輸送、保守・運用、廃棄までの一連の流れ

4 迷った時に考える視点と一般的な行動基準

(1) 自分の行動に迷った時に考える「視点」(判断基準)

皆さん、自分の行動に迷ったとき、どうしますか？そのようなときは、以下の二つの「視点」で、「はい」と答えられるかどうか、自問自答してみてください。

二つとは、「社会人としての視点」、「役員・社員としての視点」の二つです。自問自答の結果、明快に「はい」といえないようなときや迷うとき（社会常識と組織の論理が反する場合等）は、上長や同僚と相談してみてください。

なお、上長や上位機関等からの指示や依頼であっても、法令や倫理に反するのではないかと思った場合には、安易に従うのではなく、社会常識に照らして判断することが必要です。

場合によっては、他部門やコンプライアンス担当部門への相談も必要です。

① 社会人としての視点

- その判断や行動は、自分の良心に反しませんか？
- その判断や行動は、自分の家族や友人に胸をはって見せられますか？
- その判断や行動は、善良な市民の行動といえますか？

② 役員・社員としての視点

- その判断や行動は、当社の企業理念や企業行動憲章に沿っていますか？
- その判断や行動は、社外の人や団体との信頼関係を損ないませんか？
- その判断や行動は、法令に違反する恐れはありませんか？

(2) 一般的に必要なと思われる行動基準

通常、以下の四つの行動基準に基づいて行動すれば、世間の常識や法令を大きく踏み外すことはないと考えられます。

① 人権の尊重

事業活動や対人関係に関する行動基準の基本は、社員が「人権」すなわち「人間が人間らしく尊厳を持って幸せに生きる権利」を尊重することです。社員がそれぞれの個性、人格、性別、年齢、信条、身体的条件といった多様性を尊重し、社外の人も含め、あらゆる人の生命、人格を自分のそれと同等に扱う姿勢を持つことが重要です。

② 法令及び企業倫理の遵守

事業活動全般において、民法、会社法、刑法、電気事業法などの諸法令を遵守し、業務を公正・誠実に実施することが必要です。

③ 環境保全と安全性の確保

事業活動では、地球環境への配慮や電気を安定的に供給することにより、お客さまに貢献するとともに、何よりも安全性を確保することが必要です。

④ 情報公開の一層の推進

公正な事業活動に徹し、開かれた経営を目指して、お客さまの立場に立った情報公開を行う必要があります。

(3) 社会の情勢変化への的確な対応

社会の情勢変化次第では、企業活動に求められる誠実さや公正さの判断基準がより厳しいものとなる場合も考えられます。常に社会情勢の変化や社内外の声に対する高い感度を持って、自らの行動を考える必要があります。

5 「コンプライアンス」って何？

「コンプライアンス」という言葉は、英語のCompliance という言葉から来ています。この言葉は、「comply with ～」という形で使われ、「～を遵守する（守る）」という意味です。

～はふつう法律や約束事など、何らかのルールを意味する言葉が入ります。つまり、「法律に従う」とか「約束を守る」とか、社会の中で普通の人であれば守ることがあたりまえと思われているようなルールに従うという意味で使われている言葉です。

このようなルールにも従わないのであれば、社会一般の人々から強い批判・反発を受けることになります。

当社が、「戸畑共同火力企業行動憲章」の中にCSR経営の徹底を挙げているのは、当社を取り巻くあらゆる人々から批判されるようなことをしてはならないと考えているからです。

したがって、私たち役員・社員の一人ひとは、何をすべきで、何をすべきでないのか、日々考えながら行動する必要があります。

6 具体的な行動基準の説明

私たちは、どのような人々との関係で、私たちの行動基準を考えるべきでしょうか。この冊子の「第2章 必要となる行動基準（基本的な考え方）」では、第一に当社にとって接点の多いステークホルダー（お客さま、取引先等、官庁・公務員、地域社会）との関係で、それぞれの相手方との関係で考えるべき行動基準の基本的な考え方を説明しています。

それに加え、次に、反社会的勢力との絶縁に関する行動基準、社員と会社との関係で必要となる行動基準と、不祥事発生時に必要となる行動基準の基本的な考え方について説明しています。

第2章 必要となる行動基準（基本的な考え方）

本章では、ステークホルダーとの関係等で考えるべき行動基準について、その「基本的な考え方」を説明しています。

なお、この基本的な考え方を踏まえ、「日常業務の留意点など」（別冊）で、具体的な留意点や問題行為の事例等を示していますので、あわせて活用してください。

1 お客さまとの関係で必要となる行動基準

お客さまであり株主でもある九州電力殿、日本製鉄殿へ「安価な電力を安定的に供給する」という使命を果たすことにより、広く社会に役立つ存在であり続けるためには、これまで培ってきたお客さまとの信頼関係をより強固なものとするのが重要です。

そのためには、私たち一人ひとりの行動が、信頼を獲得するためのポイントになります。

- (1) お客さまとの信頼関係の構築
- (2) 電気の安定供給・品質維持と安全性の確保

2 取引先等との関係で必要となる行動基準

事業を遂行していくうえでは、多数の取引先等と良好な関係を保っていく必要がありますが、相手方に不当な利益を与えたり、反対に得たりすることは、厳に慎まなければなりません。取引先等とのつきあいにおいては、社外の方から誤解を受けることがないように、適正な判断と良識ある行動をとらなければなりません。

- (1) 取引先の公正な選定
- (2) 取引先との対等な関係
- (3) 取引先との節度ある関係の維持（贈答・接待）
- (4) 取引先の知的財産権の尊重及び秘密情報の保護
- (5) 公正な競争関係の維持
- (6) 重要情報を知る者のインサイダー取引の禁止
- (7) 卸電力市場の透明性の確保

3 官庁・公務員との関係で必要となる行動基準

官庁への虚偽報告などはあってはならないことであり、また、自治体の首長等との不正な関係を疑われるような行為も避けなければなりません。もし、そのような事態に至れば、お客さまや地域社会の信頼も失ってしまいます。

- (1) 厳正な許認可申請・届出手続き等の実施
- (2) 公務員や政治家等との公正な関係の維持

4 地域社会との関係で必要となる行動基準

地域と密着した企業である当社は、地域の皆さまの信頼のもと、そのご理解、ご協力なくしては、事業活動を円滑に進めていくことができません。このためには、公正な事業活動を行い、積極的な情報公開を推進する必要があります。また、エネルギー・環境問題と関わりが深い事業者として環境保全に真摯に取り組むとともに、快適で豊かな地域・社会の実現と、その持続的な発展を目指し、良き企業市民として、地域・社会の皆さまとの協働による共生活動を推進していかなければなりません。

- (1) 経営の透明性確保に向けた情報公開の一層の推進
- (2) 環境経営の推進
- (3) 地域・社会との共生
- (4) 公正な事業活動の展開

5 反社会的勢力との絶縁に関する行動基準

反社会的勢力との関係は、企業イメージに大きな悪影響を与えます。不況の中、反社会的勢力は、さまざまな手段で企業に近づこうとしますが、これに応じることなく、毅然とした態度で接することが必要です。

6 社員と会社との関係で必要となる行動基準

私たちには、企業人・社会人としての高い道德観・倫理観を身につけて行動する姿勢が求められています。不正行為や業務上の過失は、会社のイメージダウンにつながり、会社の管理能力も問われます。一人ひとりがこのことを自覚し、責任ある

行動を取ることが重要です。

- (1) 法令の趣旨に沿う公正な労使関係の構築
- (2) 安全かつ快適な職場の確立
- (3) 社内規則の遵守と資産、情報等の厳正な管理・保護
- (4) 私的時間を含めた法令の遵守及び良識ある行動の徹底

7 不祥事発生時に必要となる行動基準

不祥事が発生した場合に、事態の深刻化を防ぎ早期の収束を図るためには、社内の対応体制の速やかな構築が求められますが、その前提として、まず、発生箇所等は社内ルールに従ってできるだけ迅速に事実報告を行うことが重要です。

また、原因究明と再発防止の徹底を図るため、事実関係の調査等に対して、社内関係箇所が全面的に協力することも欠かせません。

くれぐれも、情報隠しや報告の遅延によって、事態の拡大を招くようなことは避けなければなりません。

付 則

制 定	平成17年 4 月 1 日
改 正	平成18年 4 月 1 日
改 正	平成23年 6 月15日
改 正	平成24年 7 月20日
改 正	平成25年 2 月15日
改 正	平成28年 7 月 1 日
改 正	2019年 4 月 1 日
改 正	2020年 7 月31日
改 正	2023年12月27日

主管箇所 総務グループ

